

建築基準法第55条第3項第2号に基づく許可の包括同意について

1（趣旨）

この基準は、建築基準法第55条第3項第2号による許可に係る建築審査会の同意にあたって、形式的審査のみによって判断することが可能な場合にあらかじめ同意を与えることにより、その手続きの簡素化、迅速化を図るものである。

2（対象）

この基準は、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度についての既存不適格建築物または許可を受けた建築物の増築で、次の要件に該当するものに限り適用する。

(1) 建築物の用途

学校であること。

(2) 増築部分の高さ

増築部分の高さは、都市計画において定められた第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域内における建築物の高さの限度を超えないこと。

3（建築審査会の同意）

上記2の対象となる場合には、建築審査会の同意があったものとして処理する。

4（建築審査会への報告）

特定行政庁は、包括同意基準に基づき許可した建築物については、すみやかに建築審査会にその内容を報告しなければならない。

附則

（施行期日）

この基準は、平成21年10月15日から施行する。